

太陽光発電施設建設に関する指導要領



2023年6月策定
北海道根室市

目 次

太陽光発電施設建設に関する指導要領

(1) 目 的	1
(2) 対 象 施 設	1
(3) 規 制 条 件	1
(4) 事前調査の実施	2
(5) 事業計画書の提出	2
(6) 事業に係る事前説明会等の実施	2
(7) 事業に係る事前説明会等の結果報告	2
(8) 事後調査実施等の報告	2
(9) 事故等の報告	2
(10) 発電設備の撤去、処分に関する事項	3
(11) そ の 他	3
1. 計画に係る主な規制条件等	4
2. 建設に係る主な規制条件等	8
3. 太陽光発電施設建設に係る関係法令・条例一覧	9
4. 資 料 編	
(1) 用途地域内の建築物の用途制限	資料－1
(2) 土地の開発等に伴う農振法及び農地法上の事務手続き	資料－2
(3) 大規模開発に関する埋蔵文化財等の規制について	資料－3
(4) 太陽光発電に係る注意点	資料－4
(5) 大規模開発に関する環境保全等の規制について	資料－5
(6) 太陽光発電施設建設計画書等（様式集）	資料－6

太陽光発電施設建設に関する指導要領

(1) 目的

この指導要領は、根室市において実施される太陽光発電施設建設事業（以下「事業」という。）に関し、事業者に対し事業計画の段階において建設に伴う規制条件や根拠法令等を明確にし、市民生活の保全や自然環境保全、景観形成等の観点から、事業者が自主的に遵守すべき事項等を定めるものである。

なお、本指導要領については、必要に応じて改訂等の措置を講じるものとする。

(2) 対象施設

太陽光を電気に変換するための設備（太陽光パネル等）及びその附帯設備で定格出力10kw以上の発電施設（同一の届出者が複数の発電施設を近接して設置するなど、実質的に一つの場所への設置と認められる場合は、一つの発電施設とみなす。）をいう。ただし、建築物（屋根置き設備を含む。）に該当するものは除く。

(3) 規制条件

事業を予定している事業者は、事業予定区域について次の規制条件を遵守することとする。

① 事業予定区域に係る法制限によるもの

- (ア) 都市地域で建築基準法等に規定されるもの
- (イ) 農業地域で農振法及び農地法に規定されるもの
- (ウ) 森林地域で森林法に規定されるもの
- (エ) 自然公園地域で自然公園法に規定されるもの
(野付風蓮道立自然公園：風蓮湖・春国岱・温根沼・長節湖)
- (オ) 自然環境保全地域で自然環境保全法に規定されるもの
(根室市は該当なし)
- (カ) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に規定される鳥獣保護区域
(国設鳥獣保護区：風蓮湖及び春国岱)
(道設鳥獣保護区：根室丹根沼水源地・長節湖・温根沼・初田牛)
- (キ) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律等
- (ク) 文化財保護法に規定される埋蔵文化財・国指定史跡・国指定特別天然記念物・国指定天然記念物・国指定登録有形文化財

② 上記以外の制限によるもの

- (ア) 北海道自然環境保全条例に規定される自然環境保全地域（落石岬・ユルリ島）
- (イ) 北海道公害防止条例、北海道文化財保護条例、北海道生物の多様性の保全等に関する条例等。
- (ウ) 事前説明会等により地域住民等の合意形成があるもの。
- (エ) 国及び北海道が策定する各種ガイドラインの遵守
(例「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（資源エネルギー庁）」
「太陽光発電の環境配慮ガイドライン（環境省）」
「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（環境省）」
「北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン（北海道）」など

※その他発電施設建設に係る関係法令・条例等については、9ページに掲載の「太陽光発電施設建設にかかる関係法令・条例一覧」を参考とすること。

(4) 事前調査の実施

事業を予定している事業者は、次に掲げる事業予定区域での事前調査を行うこととする。
また、事前調査を行うにあたり土地所有者の承諾等を事前に得ることとする。

- ①建設前の動植物調査（天然記念物等で保護されている動植物、渡り鳥が飛来するコース等）
- ②建設前の景観調査（民家や公園、道路など主たる眺望地点から）
- ③建設前の電波障害調査（テレビ等の受信機器に対する影響など）
- ④建設前の振動・騒音調査（基礎等の建設に伴う振動・騒音より発生する騒音の予測など）
- ⑤建設工事による環境影響予測調査（緑地・水質保全関係など）
- ⑥その他、必要と認められる調査

(5) 事業計画書の届出

事業の実施を計画している事業者は、その計画の概要が明らかになった時点で、速やかに根室市に対し、「太陽光発電施設建設計画書(資料-6参照)」を届出しなければならない。
また、提出後に事業計画に変更があった場合には、「事業計画変更届出書(資料-6参照)」を提出しなければならない。

(6) 事業に係る事前説明会等の実施

事業者は、太陽光発電施設を建設するにあたり事前説明会等を行い、十分に関係機関等との事前の協議を行うこととする。

- ①説明対象機関等
 - (ア) 関係する公的機関
 - (イ) 近隣住民及び漁協・農協等
 - (ウ) 自然・環境保護団体等
- ②説明事項
 - (ア) 事業計画概要及び建設スケジュール
 - (イ) (4) 事前調査の実施に基づいた結果
 - (ウ) その他必要と認められるもの

(7) 事業に係る事前説明会等の結果報告

事業者は、事前説明会の実施結果について、「地域住民等への説明報告書(資料-6参照)」をもって根室市へ報告するものとする。

(8) 事後調査実施等の報告

建設完了後、障害等が発生した場合については、根室市に対し速やかに書面をもって報告するとともに、適正に処理することとする。

(9) 事故等の報告

事業者は、施設に破損、事故等が発生したとき、又は施設に起因した騒音、振動、電波等の障害について、地域住民等から連絡があったときは、その内容及び対応方針等を根室市に速やかに報告し、適切に対応するものとする。

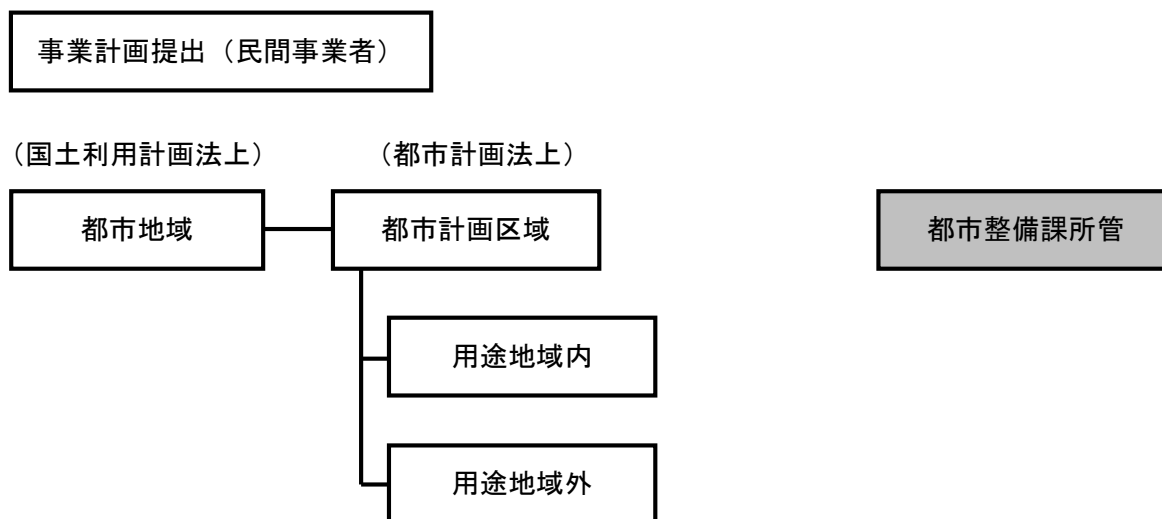
(10) 発電設備の撤去、処分に関する事項

- ①太陽光発電事業が終了した場合や発電設備を廃止する場合は、その場所に放置することなく、速やかに撤去し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令や「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（環境省策定）」に基づき、適切な処分を行うこと。
- ②太陽光発電事業の終了後、太陽光発電設備を撤去するまでの間、感電防止等の安全性確保のため、第三者が太陽光発電設備に近づかないよう適切な措置を行うこと。
- ③発電設備を撤去した場合は、その跡地について、そのまま放置せず適切な措置を行うこと。

(11) その他

- ①資源エネルギー庁策定の「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」、環境省策定の「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」及び「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」、北海道策定の「北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン」などについても遵守し、適切に対応するものとする。
- ②本指導要領に基づく手続きによらず建設または事業を実施していることが発覚したときは、根室市が調査等を行い、その結果、悪質と認められる場合は、公表を行うこととする。
- ③上記以外の項目については、根室市と協議を行うこととする。

1. 計画に係る主な規制条件等



- ・ 工作物については特に規定されていないが、農業地域等に該当する場合がありますので注意を要する。
- ・ 建築物の敷地、構造等に関する制限については、建築基準法による。
- ・ 建築物の用途制限については、資料－1 による。

※大型施設建設にあたっては、騒音・電波障害・景観・環境等の調査を行い、近隣に民家等がある場合は、影響を与えないように十分な距離を確保するなど、地域住民との協議・調整が必要である。



①農用地区域 農業関係施設以外の用途禁止。（原則）

- ・ 但し、農用地の集団性・付近の農地への影響等が無く、農政推進委員会及び農業委員会（現況が農地であれば）の同意（転用許可）があり、かつ、農林水産大臣及び北海道知事の許可が受けられる要件が具備された場合区域からの除外が可能となる。

（農振法第13条）

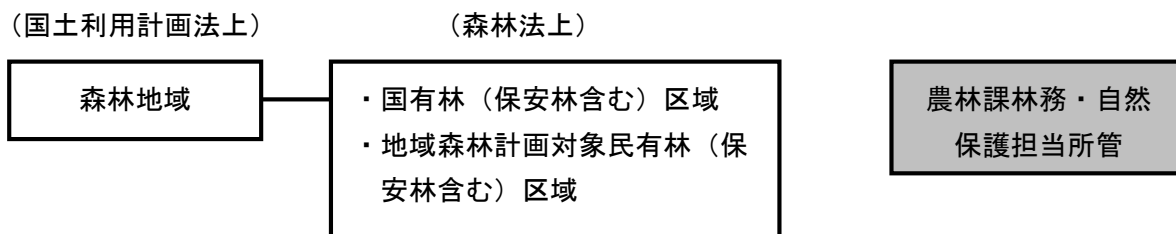
- ・ 中山間地域等直接支払事業の対象農地は、免責要件に該当しなければ除外・転用禁止。

（北海道中山間地域等直接支払交付金実施要領第4）

②農用地区域以外 農振法上の制約なし。

・但し、現況が農地の場合、農地法の手続きが必要となる。

※ 農振法及び農地法上の事務手続き（資料－２）



① 立木の伐採について

・立木の伐採を行うときは、森林法の定めにより「伐採及び伐採後の造林届出書」（伐採届）の提出が必要。

② 伐採届について

・森林や立木の伐採を行う際は、1本でも事前の届出が必要。伐採届は伐採を行う90日前から30日前までに提出。

・倒木、枯死木、著しい損傷がある木、火災、風水害等、非常災害に際し、緊急に伐採する場合は、事後届出が必要。

・伐採を予定している森林が「保安林」に指定されている場合は、別の手続きが必要になり、根室振興局林務課への届出または許可申請が必要。

③ 山林の開発（林地開発許可）

・0.5ヘクタールを超える森林の開発には、北海道知事の許可が必要になる。

④ 伐採後及び造林後の状況報告

・「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書」の提出が必要。

(国土利用計画法上)

(自然公園法)

自然公園地域

都道府県立自然公園区域

農林課林務・自然
保護担当所管

・自然公園内において、各種行為を行う場合は北海道知事の許可を要する。

※ 野付風蓮道立自然公園内の春国岱は、多くの渡り鳥の中継地として国内有数の野鳥の楽園として知られていることから、大型工作物等の建設については影響調査・景観等も含め配慮することが必要である。

(国土利用計画法上)

(自然環境保全法)

自然保全地域

都道府県自然環境保全地域

・地域内で各種行為を行う場合は北海道知事の許可が必要となる。
特別地区 ・落石岬
・ユルリ島

(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律上)

鳥獣保護区域

- ①国設鳥獣保護区 風蓮湖鳥獣保護区（春国岱地区は特別保護地区）
ユルリ・モユルリ鳥獣保護区
- ②道設鳥獣保護区 根室丹根沼水源地鳥獣保護区
長節鳥獣保護区
温根沼鳥獣保護区
初田牛鳥獣保護区

※ 区域内において各種行為を行う場合、環境大臣又は北海道知事の許可が必要となる。
(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律)

(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律上)

希少野生動植物種

- ①国内希少野生動植物種
- ②国指定天然記念物

※ 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」等では各種行為を行う場合厳しい規制があるが、この法律で指定されている鳥類など多く確認され、数多くの渡り鳥の集団渡来地である当市の立地条件として、大型施設の建設に際しては、法律で規制されている地域以外についても、環境アセス（鳥類調査等）を行う必要がある。

(文化財保護法)

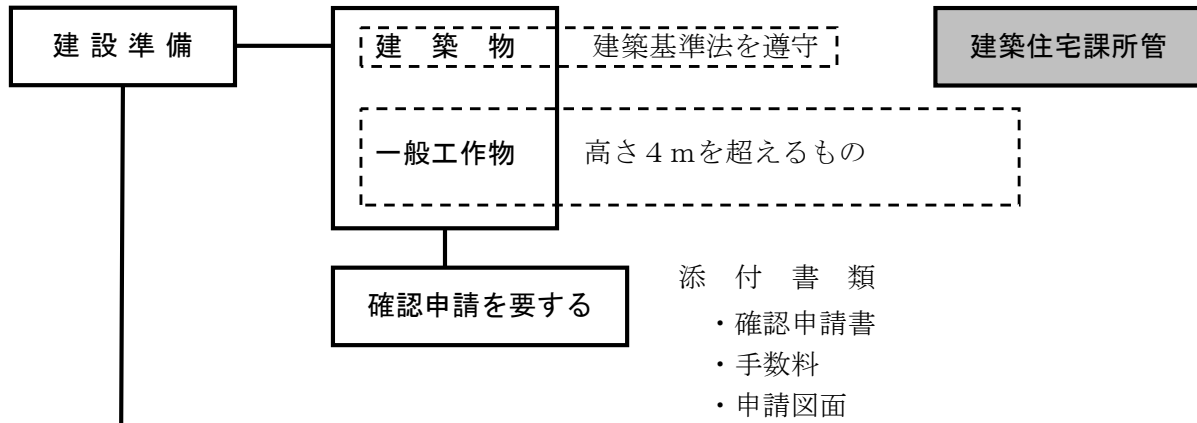
埋蔵文化財等

教育委員会社会教育課所管

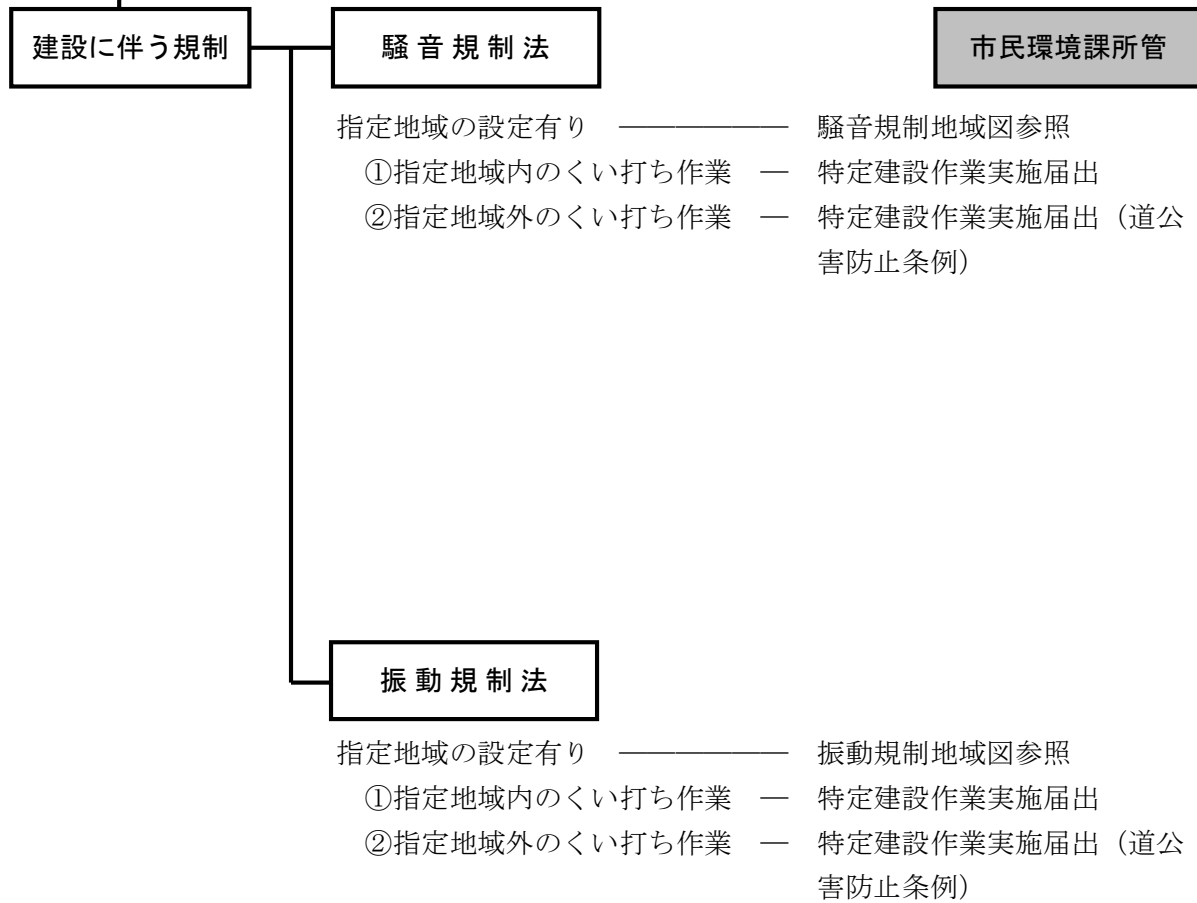
- ・埋蔵文化財、国指定史跡、国指定特別天然記念物、国指定天然記念物、国指定登録有形文化財については、別紙埋蔵文化財保護の流れを遵守する。 (資料-3)

※その他、学術的に貴重な動植物群の存在が確認されれば、保護指導をすることもある。

2. 建設に係る主な規制条件等
 (電気事業法第2条第1項第16号に該当しない場合)



- ※ 確認申請書の詳細については資料-4による。
- ※ ただし、電気事業法第2条第1項第16号に規定する電気工作物である太陽光発電設備は、建築基準法に規定する工作物から除外されます。詳細については資料-4による
 (国土交通省H23.3.25国住指第4936号)
 (国土交通省H23.9.30国住指第1949号)
 (国土交通省H24.7.4国住指第1152号)



太陽光発電施設に規制される基準はない
 ※ 詳細については資料-5による。

3. 太陽光発電施設建設に係る関係法令・条例一覧

太陽光発電施設建設に係る主な手続きは、以下のとおりです（事業予定区域により下記以外の手続きが必要となる場合があります。）。また、法令等による規制がない場合でも、防災、土地利用上の影響、生活環境及び環境保全並びに景観保全に支障がないか多角的な観点から事業予定区域及び周辺地域の環境への影響を検討し、建設する場合は十分な対策をお願いします。

手続きに不備や漏れがないよう、下記相談先や行政機関に確認のうえ、手続きを行ってください。

No.	法令名等	主な手続きの概要	相談窓口
1	国土利用計画法	土地の売買等により取引を行ったもので次の要件を満たしたときは、届出が必要となる。（所有権、地上権、賃借権などの権利移転又は設定した場合など） ・都市計画区域（取引面積が5,000平方メートル以上） ・都市計画区域外（取引面積が10,000平方メートル以上）	市総合政策部総合政策室 電話：0153-23-6111 （内線2254）
2	環境影響評価法	次の太陽光発電施設は、法律に基づき環境影響評価が必要となる。 ①出力が4万kW以上である太陽光発電施設（第一種事業） ②出力が3万kW以上4万kW未満である太陽光発電施設（第二種事業） ※②は経済産業大臣が必要と判定したものに限る	経済産業省電力安全課 電話：03-3501-1742
3	北海道環境影響評価条例	次の太陽光発電施設は、条例に基づき環境影響評価が必要となる。 ①出力4万kW以上の太陽光発電施設（第一種事業） （必ず環境アセスメントを実施） ②出力2万kW以上4万kW未満の太陽光発電施設（第二種事業） （環境アセスメントを行うかどうかを個別に判定）	北海道環境保全局環境政策課 環境影響審査係 電話：011-204-5981
4	北海道景観条例	以下に掲げる行為を行う場合は、届出が必要となる。 ・一定規模を超える建築物・工作物の新築、増改築又は移転 ・一定規模を超える建築物・工作物の外観修繕、色彩の変更で立面の1/2を超えるもの ・一定規模を超える開発行為	北海道根室振興局産業振興部建設指導課 電話：0153-23-6835
5	都市計画法	都市計画区域内は3,000㎡以上、都市計画区域外では10,000㎡以上の面積を越える開発行為について、許可が必要となる。	市建設水道部都市整備課 電話：0153-23-6111 （内線2290）
6	建築基準法	土地に自立する太陽光発電設備については、架台下の空間に人が立ち入るもの（メンテナンスのみに立ち入るものを除く）、又は、架台下の空間を居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管若しくは格納その他の屋内的な用途に使用するものは、建築物に該当し、原則として建築確認申請が必要となる。	市建設水道部建築住宅課 電話：0153-23-6111 （内線2293）
7	自然公園法	自然公園内において、各種行為を行う場合は、北海道知事の許可が必要となる。	北海道根室振興局保健環境部環境生活課自然環境係 電話：0153-23-6823

No.	法令名等	主な手続きの概要	相談窓口
8	自然環境保全法 (北海道自然環境保全条例)	自然環境保全区域内において、各種行為を行う場合は、北海道知事の許可が必要となる。	北海道根室振興局保健環境部環境生活課地域環境係 電話：0153-24-0257
9	農地法	農地又は採草放牧地に発電設備を設置する場合、あらかじめ知事又は指定市町村長の許可が必要となる。 ・集团的優良農地については、原則不許可。 ・市街化区域内の農地又は採草放牧地に発電設備を設置する場合、市町村農業委員会への届出が必要となる。 ・転用する農地の面積が4ha超の場合は、農林水産大臣との協議を要する。	市農業委員会事務局 電話：0153-23-6111 (内線2431)
10	森林法	①立木の伐採について ・立木の伐採を行うときは、森林法の定めにより「伐採及び伐採後の造林届出書」(伐採届)の提出が必要となる。 ②伐採届について ・森林や立木の伐採を行う際は、1本でも事前の届出が必要。伐採届は伐採を行う90日前から30日前までに提出。 ・倒木、枯死木、著しい損傷がある木、火災、風水害等、非常災害に際し、緊急に伐採する場合は、事後届出が必要となる。 ・伐採を予定している森林が「保安林」に指定されている場合は、別の手続きが必要になり、根室振興局林務課への届出または許可申請が必要。 ③山林の開発(林地開発許可) ・0.5ヘクタールを超える森林の開発には、北海道知事の許可が必要となる。 ④伐採後及び造林後の状況報告 ・「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書」の提出が必要となる。	市水産経済部農林課 電話：0153-23-6111 (内線2267)
11	農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域に発電設備を設置する場合、あらかじめ農用地区域から除外が必要となる。除外は、農地転用許可見込みがあることを前提として、除外の要件を全て満たす場合に限る。	市水産経済部農林課 電話：0153-23-6111 (内線2266)
12	文化財保護法	史跡名勝天然記念物について建築・土木工事等により現状変更をする場合又はその保存に影響が及ぶ場合は、事前に文化庁長官又は県・市の教育委員会の許可が必要となる(工事内容や場所により申請先が異なるので、計画段階で事業予定地の市町村文化財所管課等へ確認が必要である)。	市教育委員会事務局 社会教育課 (歴史と自然の資料館) 電話：0153-25-3661
13	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区特別保護地区内においては、建築物の新築・改築、水面の埋立て、木竹伐採といった行為等については、知事の許可が必要となる。	釧路自然環境事務所 電話：0154-32-7500

No.	法令名等	主な手続きの概要	相談窓口
14	絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律	「生息地等保護区」として国内希少野生動植物種の生息・生育地を保護している場所では、各種の開発行為が規制されており。各種の開発行為を行う場合は、環境大臣の許可又は届出が必要となる。	釧路自然環境事務所 電話：0154-32-7500
15	重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律	特別注視区域内にある一定面積以上の土地及び建物（以下「土地等」という。）に関する所有権又はその取得を目的とする権利の移転又は設定をする契約（以下「土地等売買等契約」という。）を締結する場合には、契約の当事者（売主及び買主の双方）は、法令に定められた事項を内閣総理大臣に届け出が必要となる。	内閣府重要土地等調査法 コールセンター 電話：0570-001-125
16	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域内において、次に掲げる行為をしようとする場合は知事の許可が必要となる。 <ul style="list-style-type: none"> ・水を放流し、又は停滞させる行為その他水の浸透を助長する行為 ・ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造 ・のり切、切土、掘削又は盛土 ・立木竹の伐採 ・木竹の滑下又は地引による搬出 ・土石の採取又は集積 ・その他、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの 	北海道釧路総合振興局 釧路建設管理部根室出張所 電話：0153-23-6391
17	地すべり等防止法	地すべり防止区域内において、次に掲げる行為をしようとする場合は知事の許可が必要となる。 <ul style="list-style-type: none"> ・地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの。地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為（政令で定める軽微な行為を除く。） ・地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水の浸透を助長する行為（政令で定める軽微な行為を除く。） ・のり切又は切土で政令で定めるもの ・ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるもの（以下「他の施設等」という。）の新築又は改良 ・その他、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの 	北海道根室振興局産業振興部林務課治山係 電話：0153-24-5639
18	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域内において、次に掲げる行為をしようとする場合は、知事の許可が必要となる。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定開発行為を行う場合（住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）並びに高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療機関（政令で定めるものに限る。）以外の用途でないものの建設） 	北海道釧路総合振興局 釧路建設管理部根室出張所 電話：0153-23-6391

4. 資 料 編

用途地域内の建築物の用途制限

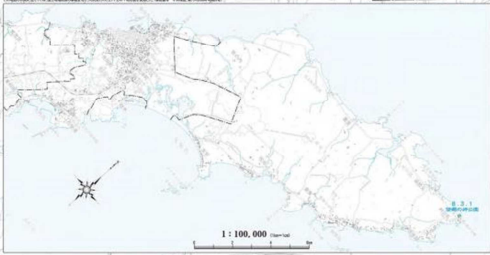
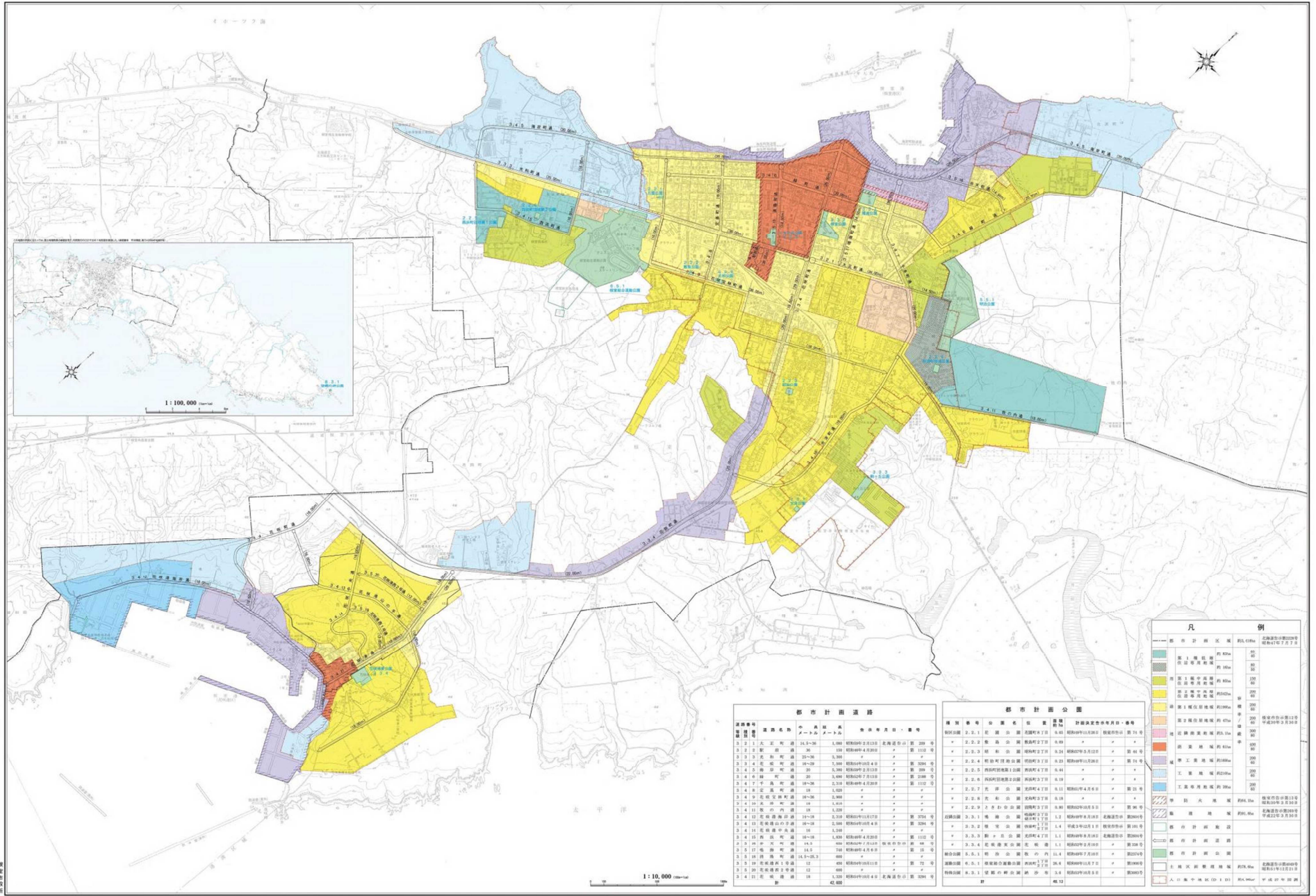
資料－１
(建築住宅課所管)

建築物の用途制限 ○ 建てられる用途 □ 建てられない用途 ①、②、③、④、⑤、▲ 面積、階数等の制限あり	用途地域												備考		
	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域		工業専用地域	
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
兼用住宅で、非住宅部分が50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が、150㎡以下のもの	①	②	③	○	○	○	①⑤	○	○	○	○	○	④	①日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス兼用店舗2階以下
	店舗等の床面積が、150㎡を超え、500㎡以下のもの	②	③	○	○	○	○	⑤	○	○	○	○	○	④	②①に加えて、物品販売店舗、飲食店、銀行の支店等のサービス兼用店舗で2階以下
	店舗等の床面積が、500㎡を超え、1,500㎡以下のもの			③	○	○	○	○	○	○	○	○	○	④	③2階以下
	店舗等の床面積が、1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの				○	○	○	○	○	○	○	○	○	④	④物品販売店舗及び飲食店以外
	店舗等の床面積が、3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	○	○	○	④	⑤地域農産物の販売等の店舗等で2階以下
	店舗等の床面積が、3,000㎡を超えるもの									○	○	○			
事務所等	事務所等の床面積が、150㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が、150㎡を超え、500㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が、500㎡を超え、1,500㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 2階以下
	事務所等の床面積が、1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	○	○	○	○	
事務所等の床面積が、3,000㎡を超えるもの						○	○	○	○	○	○	○	○		
ホテル、旅館					▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下	
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、パッティング練習場等					▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
	カラオケボックス等						▲	▲	○	○	○	▲	▲	▲	▲ 10,000㎡以下
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等							▲	▲	○	○	○	▲	▲	▲ 10,000㎡以下
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ							①	○	○	○			②	①客席200㎡未満 ②客席10,000㎡以下
	キャバレー等、個室付浴場等										○	▲		○	▲ 個室付浴場等以外
公共施設・病院・学校等	公会堂・集会所	③	③	③	①	②	○	○	③	○	○	○	○	○	①2階かつ1,500㎡以下 ②3,000㎡以下 ③地区集会所に限り建築可能(600㎡以下)
	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	大学、高等専門学校、専修学校等														
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム、福祉ホーム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	▲ 600㎡以下
	自動車教習所					▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
	工場・倉庫等	単独自動車車庫(附属車庫を除く)			▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○
建築物附属自動車車庫		①	①	②	②	③	③	○	①	○	○	○	○	○	①、②、③については、当該敷地内にある建築物(自動車車庫を除く)の延べ床面積以下かつ下記の条件を満たすもの ①600㎡以下かつ1階以下 ②3,000㎡以下かつ2階以下 ③300㎡以下かつ2階以下 ※同一地の敷地内について別に制限あり
一般用倉庫		×	×	×	①	②	○	○	③	○	○	○	○	○	①2階以下かつ1,500㎡以下 ②3,000㎡以下 農作物・農産物の生産資材の貯蔵に供するもの
倉庫業倉庫									※2	○	○	○	○	○	
畜舎(15㎡を超えるもの)						▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自動車店等で作業場の床面積が50㎡以下			▲	▲	▲	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	▲ 2階以下かつ原動機の出力が0.75kw以下
危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場						①	①	①	※2	②	②	○	○	○	①作業場の床面積が90㎡以下 ②作業場の床面積が150㎡以下 ③作業場の床面積が300㎡以下 他に原動機・作業内容の制限あり
危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場									※2	②	②	○	○	○	
危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場									※2			○	○	○	
自動車修理工場						①	①	②		③	③	○	○	○	①作業場の床面積が90㎡以下 ②作業場の床面積が150㎡以下 ③作業場の床面積が300㎡以下 他に原動機・作業内容の制限あり
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量				①	②	○	○		○	○	○	○	○	①1,500㎡以下かつ2階以下 ②3,000㎡以下	

※1 本表は、用途制限の概要を示すものであり、すべての制限について掲載したものではない。

※2 農産物の生産、集荷、処理等又は貯蔵に供するもの(政令で定めるもの(著しい騒音を発生するもの等)を除く。)、であれば建築可能

根室都市計画図



都市計画道路

道路番号	道路名称	幅員	延長	建設年度	備考
3.2.1.1	大通	14.5-26	5,000	昭和30年2月13日	延長部分 第209号
3.2.1.2	大通	18	1,500	昭和48年4月20日	第112号
3.3.1	大通	25-26	5,200		
3.3.4	大通	16-20	5,200	昭和46年10月4日	第204号
3.4.1	大通	20	5,200	昭和46年2月13日	第208号
3.4.6	大通	20	5,000	昭和42年7月13日	第218号
3.4.7	大通	20-26	2,100	昭和46年4月20日	第112号
3.4.8	大通	18	1,600		
3.4.9	大通	16-26	5,000		
3.4.10	大通	18	1,500		
3.4.11	大通	18	1,200		
3.4.12	大通	18-20	2,100	昭和46年11月17日	第204号
3.4.13	大通	16-18	5,000	昭和46年10月4日	第204号
3.4.14	大通	16	1,200		
3.4.15	大通	16-18	4,500	昭和46年4月20日	第112号
3.4.16	大通	16.5	400	昭和46年7月13日	第188号
3.5.1	大通	16.5	700	昭和46年4月20日	第112号
3.5.10	大通	14.5-25.3	4,000		
3.5.10	大通	12	400	昭和46年11月17日	第204号
3.5.10	大通	12	400		
3.4.11	大通	18	1,500	昭和46年10月4日	延長部分 第204号
計			42,000		

都市計画公園

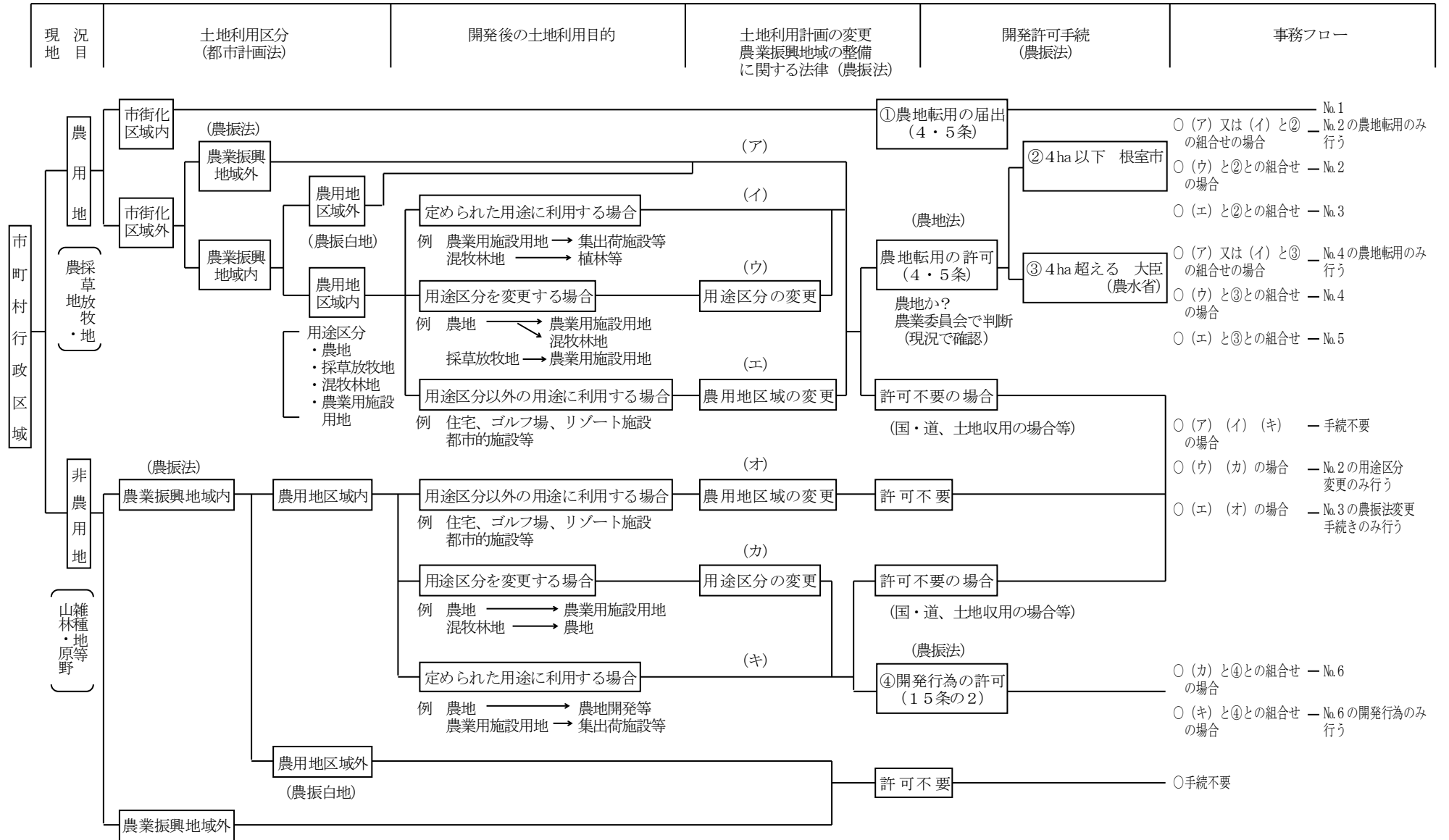
種別	番号	名称	面積	設置年度	備考
総合公園	3.2.1	公園	6,600	昭和30年11月17日	延長部分 第71号
	3.2.2	公園	6,600		
	3.2.3	公園	5,200	昭和46年11月17日	第204号
	3.2.4	公園	5,200	昭和46年11月17日	第204号
	3.2.5	公園	6,600		
	3.2.6	公園	6,600		
	3.2.7	公園	6,600	昭和46年4月20日	第112号
	3.2.8	公園	6,600		
	3.2.9	公園	6,600		
緑地公園	3.2.10	公園	1,500	昭和46年11月17日	第204号
	3.2.11	公園	1,500	昭和46年11月17日	第204号
	3.2.12	公園	1,500		
	3.2.13	公園	1,500		
総合公園	3.5.1	公園	11.4	昭和46年7月13日	第208号
緑地公園	3.5.2	公園	28.6	昭和46年11月17日	第204号
特別公園	3.5.3	公園	3.8	昭和46年11月17日	第204号
計			46,200		

凡例

都市計画道路	幅員14.5m以上	延長部分 第209号
第1種低層住居専用地域	約100㎡	約100㎡
第2種低層住居専用地域	約100㎡	約100㎡
第1種中高層住居専用地域	約100㎡	約100㎡
第2種中高層住居専用地域	約100㎡	約100㎡
第1種商業地帯	約100㎡	約100㎡
第2種商業地帯	約100㎡	約100㎡
工業地帯	約100㎡	約100㎡
工業専用地域	約100㎡	約100㎡
準防風林	約100㎡	約100㎡
防風林	約100㎡	約100㎡
緑地公園	約100㎡	約100㎡
都市計画道路	幅員14.5m以上	延長部分 第209号
都市計画公園	約100㎡	約100㎡
緑地公園	約100㎡	約100㎡
準防風林	約100㎡	約100㎡
防風林	約100㎡	約100㎡
人口集中地帯(1:25)	約100㎡	約100㎡

1-2

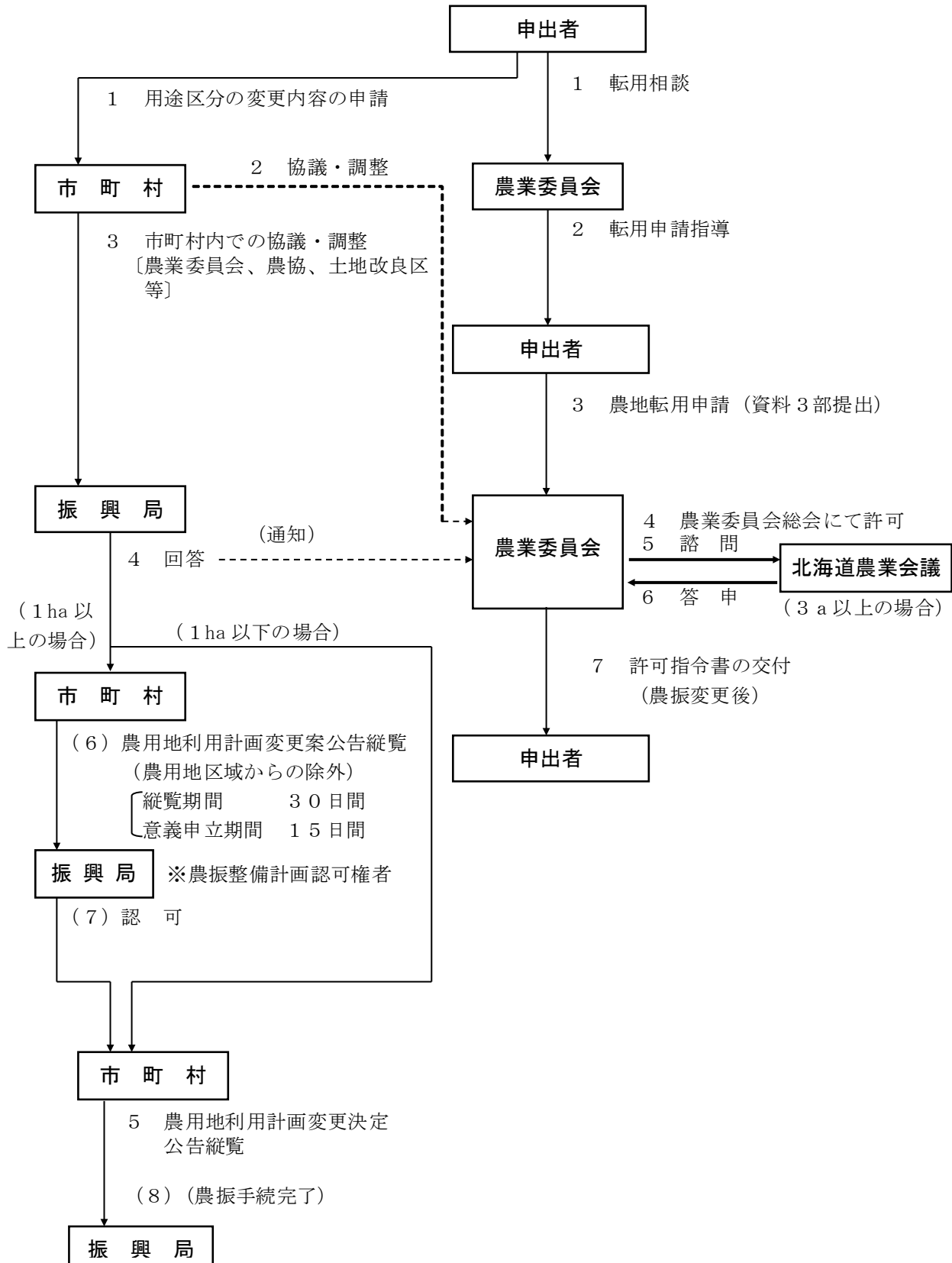
土地の開発等に伴う農振法及び農地法上の事務手続き（フロー）



No. 2 〔農用地区域用途区分変更・知事許可案件〕

(農振法農用地区域用途区分変更手続)

(農地法転用許可手続)

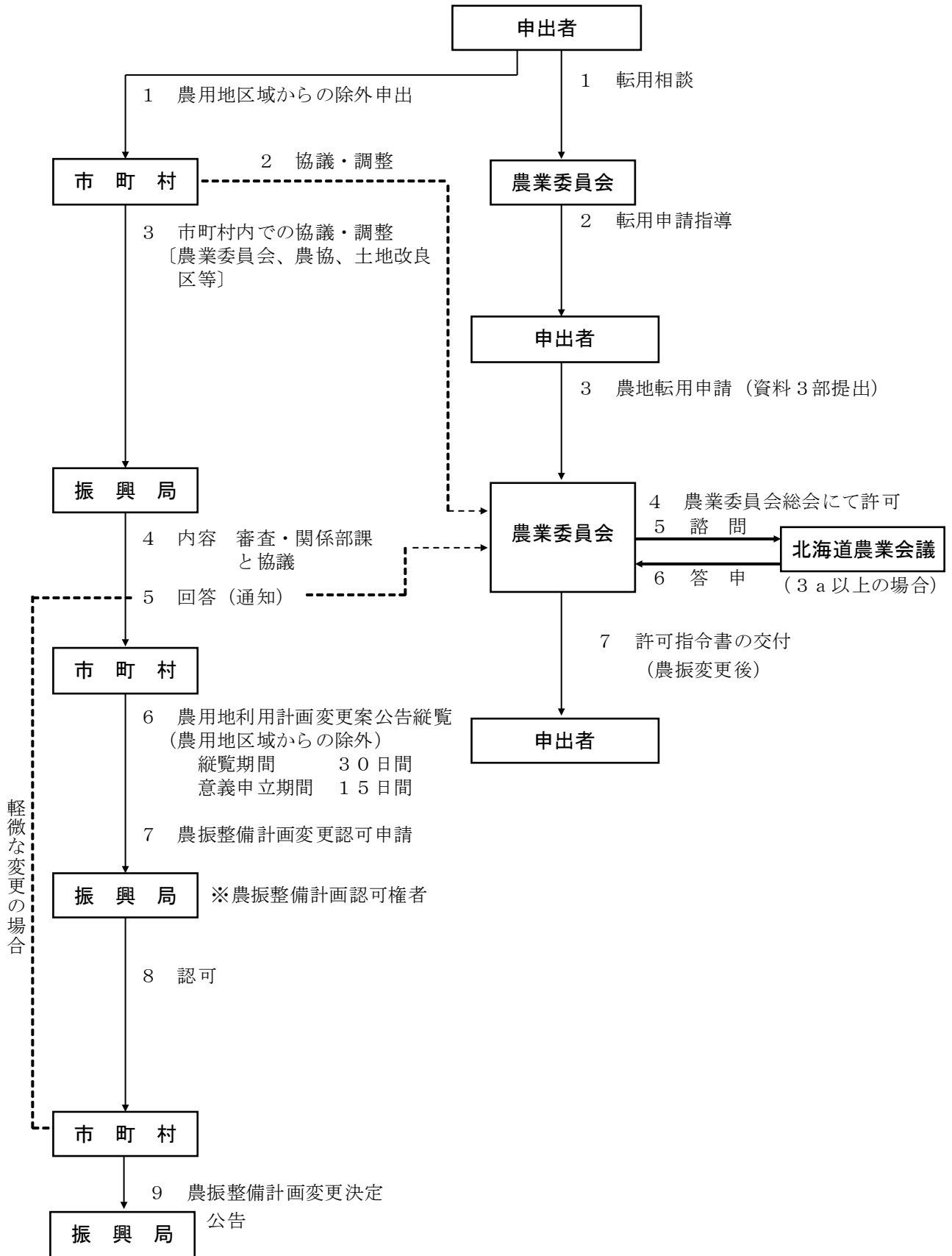


No.2〔農用地区域用途区分変更・知事許可案件〕

No.3〔農用地区域除外・知事許可案件〕

(農振法変更手続)

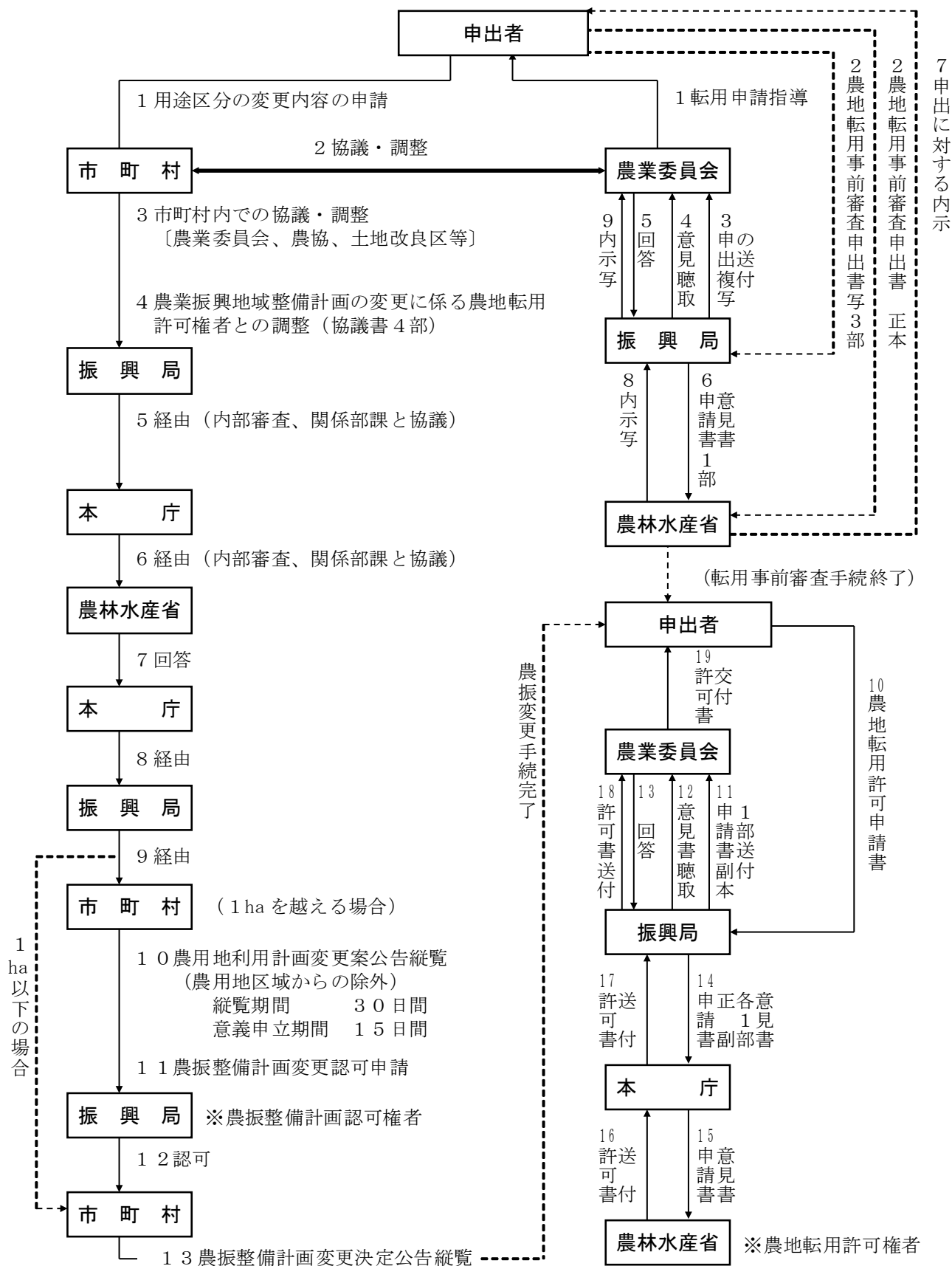
(農地法転用許可手続)



No. 4 〔農用地区域用途区分変更・大臣許可案件〕

(農振法農用地区域用途区分変更手続)

(農地法転用許可手続)

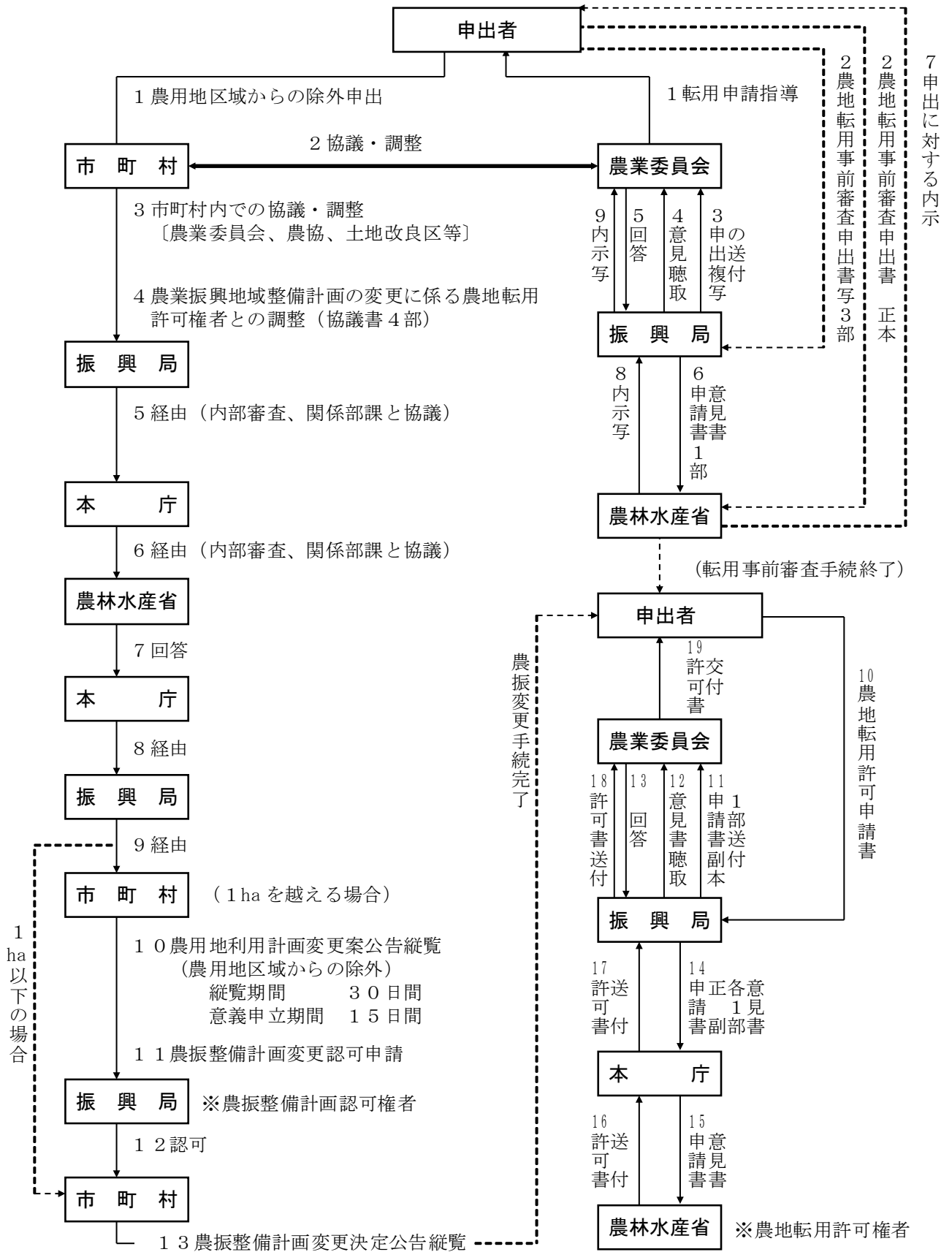


No. 4 [農用地区域用途区分変更・大臣許可案件]

No. 5 [農用地区域除外・大臣許可案件]

(農振法農用地区域用途区分変更手続)

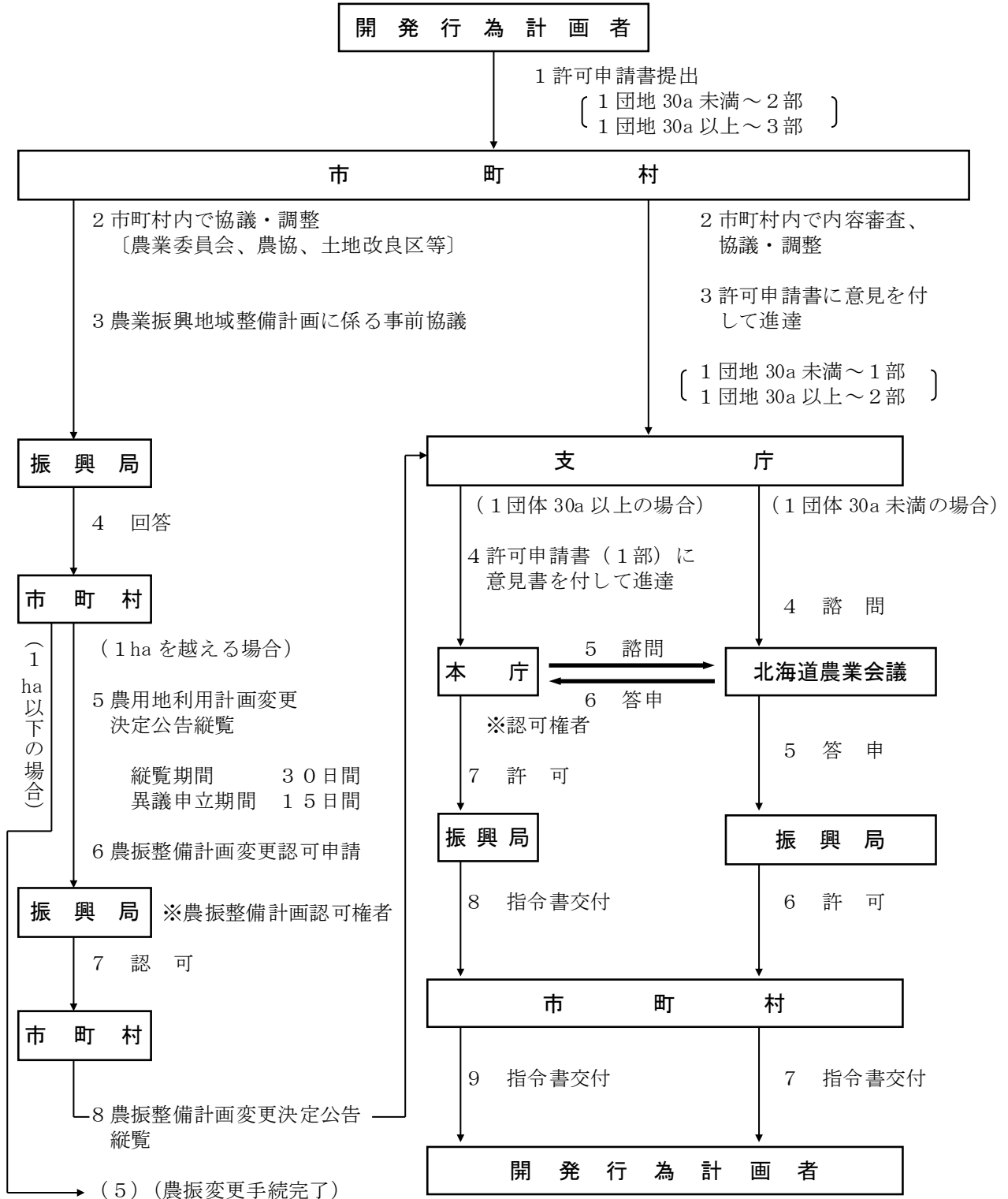
(農地法転用許可手続)



No. 6 〔農用地区域用途区分変更・開発許可案件〕

(農振法農用地区域用途区分変更手続)

(農振法開発行為)
～法第15条の2～



大規模開発に関する埋蔵文化財等の規制について

根室市教育委員会
社会教育課

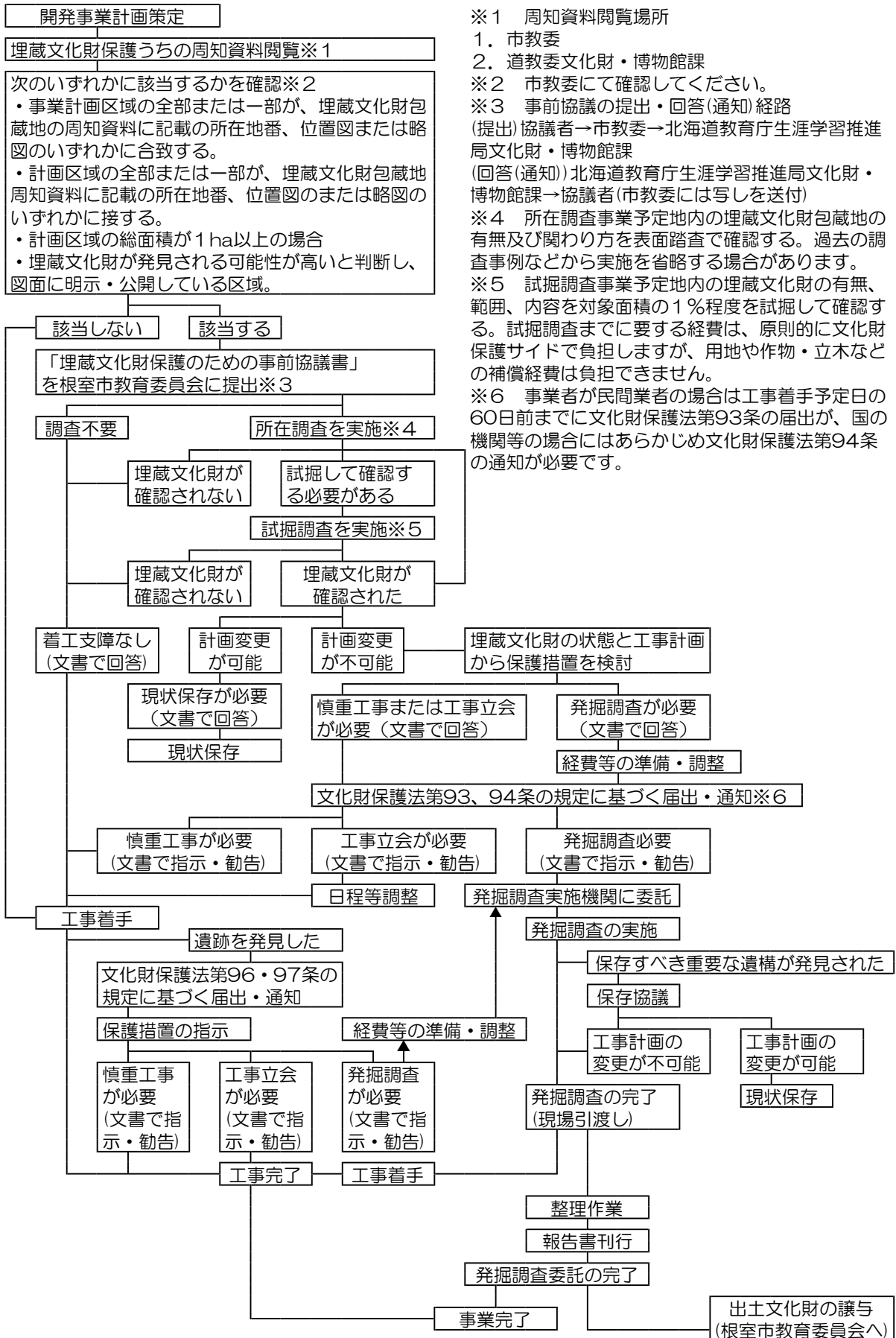
開発行為等規則関係事項一覧

対象物	箇所	関係法令	内容	備考
埋蔵文化財	308	文化財保護法第6章 埋蔵文化財92条～108条	土地に埋蔵されている文化財について、調査・土木工事届出及び指示に関する法律	文化財マップ 参照
国指定史跡	25	文化財保護法 第6章・第7章 埋蔵文化財92条～108条 史跡名勝天然記念物 109条～133条の4	指定・管理及び復旧・環境保全・保存のための調査に関する法律	文化財マップ 参照 (西月ヶ丘遺跡、 根室半島チャシ跡群)
国指定特別天然記念物	1	文化財保護法第7章 史跡名勝天然記念物 109条～133条の4	指定・管理及び復旧・環境保全・保存のための調査に関する法律	文化財マップ 参照 (タンチョウ)
国指定天然記念物	11	文化財保護法第7章 史跡名勝天然記念物 109条～133条の4	指定・管理及び復旧・環境保全・保存のための調査に関する法律	文化財マップ 参照 (落石岬のサカイ ツツジ自生地、オ ジロワシほか)
国指定登録有形文化財	4	文化財保護法 第3章第2節 登録有形文化財57条～69条	重要文化財以外の有形文化財で建造物であるもののうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるもの	文化財マップ 参照 (明治公園サイロ 3基、根室国後間 海底電信線陸揚施設)

※ 希少動植物については、種の保存法に基づき保護対策が設けられている。

※ その他、学術的に貴重な動植物群の存在が確認されれば、保護指導をすることもある。

土木工事等に伴う埋蔵文化財保護の流れ



- ※1 周知資料閲覧場所
 1. 市教委
 2. 道教委文化財・博物館課
- ※2 市教委にて確認してください。
- ※3 事前協議の提出・回答(通知)経路
(提出)協議者→市教委→北海道教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課
(回答(通知))北海道教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課→協議者(市教委には写しを送付)
- ※4 所在調査事業予定地内の埋蔵文化財包蔵地の有無及び関わり方を表面踏査で確認する。過去の調査事例などから実施を省略する場合があります。
- ※5 試掘調査事業予定地内の埋蔵文化財の有無、範囲、内容を対象面積の1%程度を試掘して確認する。試掘調査までに要する経費は、原則的に文化財保護サイドで負担しますが、用地や作物・立木などの補償経費は負担できません。
- ※6 事業者が民間業者の場合は工事着手予定日の60日前までに文化財保護法第93条の届出が、国の機関等の場合にはあらかじめ文化財保護法第94条の通知が必要です。

太陽光発電にかかると注意点

根室市建設水道部建築住宅課
建築指導担当

■ 計画段階で注意すること

- ① 附属施設（機械室等）で人が点検に入るスペースが存在する場合には、建築物（工作物ではなく）として扱われることがある。

※建設実施前に、建築基準法により規制される工作物であるか、規制除外工作物で確認申請を要さない工作物であるか事前に確認すること。

問合せ先：根室市建設水道部建築住宅課建築指導担当（TEL 0153-23-6111）

■ 確認申請書の提出

工事の着工前に申請し、確認済証の交付を受けなければなりません。

高さ4mを超えるものが申請対象。種別：一般工作物

提出先は、受付窓口である根室市建設水道部建築住宅課建築指導担当に提出願います。

■ 確認申請書に添付する書類

- ・確認申請書 一般工作物用 正本・副本の2部
- ・手数料
- ・図面等

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配地図	縮尺、方位、敷地境界線及び申請に係る工作物の位置
平面図又は横断面図	縮尺、主要部分の材料の種別及び寸法
側面図又は縦断面図	縮尺、工作物の高さ並びに主要部分の材料の種別及び寸法
構造詳細図	縮尺、主要部分の材料の種別及び寸法
構造計算書	応力算定及び断面算定

■ 完了検査申請

書の提出

工事が完了したときは、検査を申請しなければなりません。

提出先は、受付窓口である根室市建設水道部建築住宅課建築指導担当に提出願います。

■ 完了検査申請書に添付する書類

- ・完了検査申請書 1部
- ・手数料

国住指第4936号
平成23年3月25日

各都道府県
建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

太陽光発電設備等に係る建築基準法の取扱いについて

貴職におかれましては、建築基準法の円滑な施行に向けた取組みにご尽力いただいておりますことを感謝申し上げます。

建築基準法施行令（昭和25年11月16日政令第338号。以下「令」という。）の一部を改正する政令を平成23年3月25日に閣議決定し、太陽光発電設備等を建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号。以下「法」という。）が適用される工作物から除外する改正（令第138条第1項の改正規定）に関しては平成23年10月1日から施行することとなりました。

本改正に係る細目、土地に自立して設置する太陽光発電設備の取扱い及び建築物の屋上に設置される太陽光発電設備等の建築設備の高さの算定に係る取扱いについて、下記のとおり通知しますので、適切な業務の推進に努められますようお願いいたします。

貴職におかれましては、貴都道府県内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いいたします。

なお、国土交通大臣及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添えます。

記

第1 太陽光発電設備の法が適用される工作物からの除外について

法の規制の対象となる工作物から、他の法令の規定により法の規定による規制と同等の規制を受けるものとして国土交通大臣が指定するものを除くものとする（令第138条第1項）。当該指定については、本改正規定が施行される平成23年10月1日までに行う予定であり、現行の規定により適用が除外されている「架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用」の柱に加えて、電気事業法第2条第1項第16号の電気工作物である太陽光発電設備を指定する方針である。

第2 土地に自立して設置する太陽光発電設備の取扱い

土地に自立して設置する太陽光発電設備については、太陽光発電設備自体のメンテナンスを除いて架台下の空間に人が立ち入らないものであって、かつ、架台下の空間を居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納その他の屋内的用途に供しないものについては、法第2条第1号に規定する建築物に該当しないものとする。

第3 建築物の屋上に設置される太陽光発電設備等の建築設備の高さの算定に係る取扱い

建築物の屋上に設置する太陽光発電設備等の建築設備については、当該建築設備を建築物の高さに算入しても当該建築物が建築基準関係規定に適合する場合にあっては、令第2条第1項第6号ロに規定する「階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分」以外の建築物の部分として取り扱うものとする。

国住指第1949号

平成23年9月30日

各都道府県

建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

建築基準法及びこれに基づく命令の規定による規制と同等の規制を受けるものとして
国土交通大臣が指定する工作物を定める件の施行について
(技術的助言)

平成23年3月30日に公布した建築基準法施行令の一部を改正する政令(平成23年政令第46号)が同年10月1日から施行される(一部は同年5月1日に施行済)ことを受け、今般、建築基準法及びこれに基づく命令の規定による規制と同等の規制を受けるものとして国土交通大臣が指定する工作物を定める件(平成23年国土交通省告示第1002号)を定め、同年10月1日から施行することとした。

本告示の施行により、「太陽光発電設備等に係る建築基準法の取扱いについて」(平成23年3月25日付け国住指第4936号国土交通省住宅局建築指導課長通知)により通知したとおり、従来から建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)の適用が除外されている「架空電線路用並びに電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用」の柱に加えて、「太陽電池発電設備(電気事業法第2条第1項第16号に規定する電気工作物であるものに限る。)」についても、法の適用が除外されることとなるのでご留意願いたい。

貴職におかれては、貴都道府県内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いする。

なお、国土交通大臣又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

国 住 指 第 1152 号
平成 24 年 7 月 4 日

各都道府県
建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

既存建築物の屋上に太陽電池発電設備を設置する際の建築基準法の取扱いについて
(技術的助言)

貴職におかれましては、平素より建築行政の円滑かつ適切な運用にご尽力頂き、感謝いたします。

今般、「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」（平成 24 年 4 月 3 日閣議決定）における指摘を踏まえ、建築物の屋上に設置する太陽電池発電設備に係る建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）の取扱いを明確化する観点から、下記のとおり通知しますので、制度の運用にあたりご留意願います。

貴職におかれましては、貴都道府県内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いいたします。

なお、国土交通大臣又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添えます。

記

- 1 建築物の屋上に当該建築物に電気を供給するために設置する太陽電池発電設備については、法第 2 条第 3 号に規定する建築設備に該当し、設置後の建築物（当該太陽電池発電設備を含む。）は建築基準関係規定に適合する必要がある。
- 2 建築物の屋上に架台を取り付け、その上に設置する太陽電池発電設備のうち、太陽電池発電設備自体のメンテナンスを除いて架台下の空間に人が立ち入らないものであって、かつ、架台下の空間を居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納その他の屋内的用途に供しないものについては、法第 2 条第 5 号に規定する主要構造部に該当せず、また、既存建築物の屋上に架台を取り付け、その上に太陽電池発電設備を設置する行為は、法第 2 条第 13 号に規定する増築には該当しないため、法第 87 条の 2 に規定する場合を除き、当該行為に当たって建築確認は不要である。

大規模開発に関する環境保全等の規制について

根室市市民生活部市民環境課
環境衛生担当

1. 公的な法制限

(1) 騒音規制法

根室市では騒音規制法に基づく指定地域を設定しています（昭和48年3月10日）。この指定地域内では、騒音に係る環境基準及び特定工場等から発生する騒音の規制基準が設定されています。

環境基準は、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準として、行政上の目標として設定しています。

規制基準は、特定工場等から発生する騒音、建設工事に伴って発生する騒音、自動車騒音に係る許容限度等が定められており、個別的な対応となります。

太陽光発電施設に関しては、法律に定める騒音発生施設に該当しないことから規制基準の適用を受けないため、発生する音については環境基準を守るよう指導することとなります。

騒音指定地域内でくい打ち作業など特定建設作業を行う場合は、特定建設作業実施届出が必要となります。

(2) 振動規制法

基本的には騒音規制法と考え方は一緒です。太陽光発電施設に関しては振動の発生は少ないことから問題はないと考えます。

ただし、振動指定地域内でくい打ち作業など特定建設作業を行う場合は、特定建設作業実施届出が必要となります。

※騒音・振動の指定地域につきましては、北海道が運営する「騒音・振動・悪臭規制地域マップ（騒音・振動・悪臭に係る規制地域図データシステム）」をご覧ください。

騒音・振動・悪臭規制地域マップ

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/khz/146090.html>

(3) 北海道公害防止条例・根室市公害防止条例

北海道公害防止条例では指定地域以外での騒音・振動発生施設を有する場合には届出の対象となります。また、根室市公害防止条例では根室市全域に設置する騒音又は振動発生施設について届出の対象となります。

しかし、太陽光発電施設に関しては北海道公害防止条例及び根室市公害防止条例においては届出の対象施設とはなっていません。

ただし、指定地域以外の地域でくい打ち作業など特定建設作業を行う場合は、北海道公害防止条例に基づく特定建設作業実施届出が必要となります。

太陽光発電施設設置に係る公的な法制限

法 規	内 容
騒音規制法	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音指定地域の指定あり。 ・届出対象外施設である。 ・施設設置にあたり規制される基準はない。ただし、騒音については環境基準を守るよう指導する。 ・特定建設作業を行う場合は届出が必要。（市町村長に届出）
振動規制法	<ul style="list-style-type: none"> ・振動指定地域の指定あり。 ・届出対象外施設である。 ・施設設置にあたり規制される基準はない。 ・特定建設作業を行う場合は届出が必要。（市町村長に届出）
北海道公害防止条例	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音指定地域、振動指定地域以外の地域の騒音・振動発生施設及び特定建設作業について届出が必要。 ・届出対象外施設である。 ・施設設置にあたり規制される基準はない。 ・特定建設作業を行う場合は届出が必要。（市町村長に届出）
根室市公害防止条例	<ul style="list-style-type: none"> ・根室市全域の騒音・振動発生施設について届出が必要。 ・届出対象外施設である。 ・施設設置にあたり規制される基準はない。

騒音に係る環境基準

地域の 類 型	地 域 の 状 況	基準値（等価騒音レベル）	
		昼 間	夜 間
AA	特に静穏を要する地域	50デシベル以下	40デシベル以下
A	専ら住居の用に供される地域	55デシベル以下	45デシベル以下
B	主として住居の用に供される地域		
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	60デシベル以下	50デシベル以下

（注）時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

（道路に面する地域）

地 域 の 区 分	基準値（等価騒音レベル）	
	昼 間	夜 間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及び、C地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

（備考）車線とは、一縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

（道路に面する地域のうち幹線交通を担う道路に近接する空間についての特例基準値）

基準値（等価騒音レベル）	
昼 間	夜 間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下）によることができる。	

※騒音に係る環境基準当てはめ地域等（平成 11 年 4 月 1 日 道告示第 532 号）

1 道路に面する地域以外の地域（一般地域）

類型	騒音規制法に基づく指定地域	昼間（6～22時）	夜間（22～6時）
A	第1種区域及び第2種区域（都市計画法に基づく用途地域が第1・2種低層住居専用地域及び第1・2種中高層住居専用地域に限る。）	55デシベル以下	45デシベル以下
B	第2種区域（類型Aを当てはめる地域を除く。）		
C	第3種区域及び第4種区域	60デシベル以下	50デシベル以下

2-イ 道路に面する地域

類型	騒音規制法に基づく指定地域	車線	昼間 (6～22時)	夜間 (22～6時)
A	第1種区域及び第2種区域（都市計画法に基づく用途地域が第1・2種低層住居専用地域及び第1・2種中高層住居専用地域に限る。）	2車線以上	60デシベル 以下	55デシベル 以下
B	第2種区域（類型Aを当てはめる地域を除く。）	2車線以上	65デシベル 以下	60デシベル 以下
C	第3種区域及び第4種区域	1車線以上		

2-ロ 道路に面する地域（幹線交通を担う道路に近接する空間についての特例基準値）

昼間（6～22時）	夜間（22～6時）
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

（注）1 基準値は等価騒音レベル（LAeq）

2 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とすること。

3 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とすること。

4 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とすること。

5 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては、4車線以上の区間に限る。）等

6 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲が特定される。

- ・ 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- ・ 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

特 定 建 設 作 業 に 係 る 届 出 一 覧

騒音規制法	振動規制法	北海道公害防止条例																									
<p>【届出対象】 騒音規制指定地域内で下記特定建設作業を行う場合 【対 象 外】 作業が1日で終わる場合</p> <p>【特定建設作業の種類】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く） 2. びょう打機を使用する作業 3. さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る） 4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものにあつては、その原動機の定格出力が15kw以上のものに限る）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く） 5. コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m³以上のものに限る）又はアスファルトプラント（混練機の混練容量が200kg以上のものに限る）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く） 6. バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kw以上のものに限る）を使用する作業 7. トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kw以上のものに限る）を使用する作業 8. ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kw以上のものに限る）を使用する作業 	<p>【届出対象】 振動規制指定地域内で下記特定建設作業を行う場合 【対 象 外】 作業が1日で終わる場合</p> <p>【特定建設作業の種類】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業 2. 剛球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 3. 舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る） 4. プレーカー（手持式のものを除く）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る） 	<p>【届出対象】 騒音規制指定地域外で下記特定建設作業を行う場合 【対 象 外】 作業が1日で終わる場合</p> <p>【特定建設作業の種類】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く） 2. びょう打機を使用する作業 3. さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る） 4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、原動機の定格出力が15kw以上のものに限る）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く） 5. コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m³以上のものに限る）又はアスファルトプラント（混練機の混練容量が200kg以上のものに限る）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く） 																									
<p>【届出方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業開始日の7日前まで、根室市長に届け出る。 ・災害その他非常事態により緊急に行う場合はこの限りでない。 	<p>【届出方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業開始日の7日前まで、根室市長に届け出る。 ・災害その他非常事態により緊急に行う場合はこの限りでない。 	<p>【届出方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業開始日の7日前まで、根室市長に届け出る。 ・災害その他非常事態により緊急に行う場合はこの限りでない。 																									
<p>【騒音・振動の規制基準】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">基準値</th> <th colspan="2">作 業 時 間</th> <th colspan="2">1日当たりの作業時間</th> <th rowspan="2">作 業 期 間</th> </tr> <tr> <th>第1号区域</th> <th>第2号区域</th> <th>第1号区域</th> <th>第2号区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>騒音規制法</td> <td>85 db</td> <td>午後7時から午前7時までの間に行わないこと</td> <td>午後10時から午前6時までの間に行わないこと</td> <td>10時間を超えて行わないこと</td> <td>14時間を超えて行わないこと</td> <td>連続6日を超えないこと（日曜日その他の休日でないこと）</td> </tr> <tr> <td>振動規制法</td> <td>75 db</td> <td>午後7時から午前7時までの間に行わないこと</td> <td>午後10時から午前6時までの間に行わないこと</td> <td>10時間を超えて行わないこと</td> <td>14時間を超えて行わないこと</td> <td>連続6日を超えないこと（日曜日その他の休日でないこと）</td> </tr> </tbody> </table>			区分	基準値	作 業 時 間		1日当たりの作業時間		作 業 期 間	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	騒音規制法	85 db	午後7時から午前7時までの間に行わないこと	午後10時から午前6時までの間に行わないこと	10時間を超えて行わないこと	14時間を超えて行わないこと	連続6日を超えないこと（日曜日その他の休日でないこと）	振動規制法	75 db	午後7時から午前7時までの間に行わないこと	午後10時から午前6時までの間に行わないこと	10時間を超えて行わないこと	14時間を超えて行わないこと	連続6日を超えないこと（日曜日その他の休日でないこと）
区分	基準値	作 業 時 間			1日当たりの作業時間		作 業 期 間																				
		第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域																						
騒音規制法	85 db	午後7時から午前7時までの間に行わないこと	午後10時から午前6時までの間に行わないこと	10時間を超えて行わないこと	14時間を超えて行わないこと	連続6日を超えないこと（日曜日その他の休日でないこと）																					
振動規制法	75 db	午後7時から午前7時までの間に行わないこと	午後10時から午前6時までの間に行わないこと	10時間を超えて行わないこと	14時間を超えて行わないこと	連続6日を超えないこと（日曜日その他の休日でないこと）																					
<p>※第1号区域とは指定地域のうち第1種区域と第2種区域（振動にあつては第1種区域）の全域及び第3種区域と第4種区域（振動にあつては第2種区域）のうち、次の施設の敷地の周囲80mの区域内</p> <p>①学校教育法に規定する学校、②保育所、③病院・診療所等、④図書館、⑤特別養護老人ホーム</p> <p>※第2号区域とは指定地域のうち上記以外の区域</p>																											

(様式1)

太陽光発電施設建設計画書

年 月 日

根室市長 様

事業者 住所：
氏名：

(法人にあつては、主たる事務所及び代表者の役職及び氏名)

電話番号：

下記のとおり太陽光発電施設を設置するにあたり、根室市太陽光発電施設に関する指導要領に基づき、届出します。

記

1. 発電施設等の名称	
2. 発電施設設置予定場所（住所） （複数の地番がある場合は全て記入）	
3. 事業予定地の面積	
4. 事業予定地の登記地目 （複数ある場合は各々の地目と面積を記入）	
5. 土地所有者名	
6. 発電事業者	事業者名： 代表者名： 住 所： 電話番号： 担当者名：
7. 発電出力（定格出力）	
8. 事業認定申請予定	年 月頃
9. 着工予定年月日	年 月頃
10. 稼働開始予定日	年 月頃
11. 事前説明を実施した地域	
12. 参考資料	※別紙のとおり

※位置図、立面図、断面図、土地造成計画、事前調査結果等を資料として添付してください。

【備考】

- ・必要に応じて市、北海道、国、地域住民の間で共有させていただきます。
- ・地域住民等に対しては、本事業計画書の内容に基づき、説明を行い、その結果について「地域住民等への説明報告書（様式3）」を作成し、事業計画書と併せて提出してください。
- ・事業計画の提出後、上記の主要事項（1～7）が変更となった場合には、「事業計画変更届出書（様式2）」及び「地域住民等への説明報告書（様式3）」を提出してください。

(様式2)

事業計画変更届出書

年 月 日

根室市長 様

事業者 住所：
氏名：

(法人にあつては、主たる事務所及び代表者の役職及び氏名)

電話番号：

年 月 日付提出の事業計画の主要事項について変更がありましたので、下記のとおり届け出ます。

記

1. 変更する事項とその内容

(例) 事業予定地の面積 (変更前) m² (変更後) m²

2. 変更理由

3. 添付書類

(太陽光発電施設の設置予定場所の位置図、配置図が変更となった場合には、その内容が確認できる書類)

【備考】

- ・必要に応じて市、北海道、国、地域住民の間に共有させていただきます。
- ・地域住民等に対しては、本事業計画書の内容に基づき、説明を行い、その結果について「地域住民等への説明報告書(様式3)」を作成し、事業計画書と併せて提出してください。

(様式3)

地域住民等への説明報告書

年 月 日

根室市長 様

事業者 住所：
氏名：

(法人にあつては、主たる事務所及び代表者の役職及び氏名)

電話番号：

年 月 日付提出の事業計画書（事業計画変更届出書）の内容に基づき、下記のとおり地域住民等へ説明を行いましたので、報告します。

記

1. 説明の相手方、場所及び日時

(1) 相手方

(2) 場所

(3) 日時 年 月 日 午前・午後 時 分

2. 説明内容

3. 相手方からの主な意見等

4. 挙げられた意見等に対する対応方針

【備考】

- ・本報告書の受付後、必要に応じて、報告内容について、説明を行った地域住民等へ確認を行います。